

日本弁理士会・SEP研究会主催
SEPグローバルワークショップー世界のSEP動向と日本企業の今後ー

世界のSEP裁判例の動向とFRANDルール of 進展

2025年3月18日

SEP研究会 松永 章吾 (弁護士・弁理士)

世界の裁判例は誠実交渉ルールの進展に寄与したか

例:FRANDは幅のあるもの(Soft-edged ND)

- ❑ 誠実交渉を尽くして合意したものがFRAND条件である。
- ❑ FRAND義務には、最も有利なライセンス条件を合意する義務は含まれない。

	2020.5.5	Sisvel v. Haier	ドイツ連邦最高裁判所	KZR 36/17
	2020.8.26	Unwired Planet v. Huawei	英国最高裁判所(EU離脱前)	[2020] UKSC 37
	2020.11.24	Sisvel v. Haier	ドイツ連邦最高裁判所	KZR 35/17
	2021.8.31	HTC v. Ericsson	第5巡回区連邦控訴裁判所	2019-40566
	2022.2.25	Philips v. Wiko	オランダ最高裁判所	ECLI:NL:HR:2022:163 ECLI:NL:HR:2022:294 and 296
	2024.11.28	Panasonic v. Oppo	欧州統一特許裁判所(UPC) マンハイム地方部	UPC_CFI_210/2023
	2024.11.24	Huawei v. Netgear	欧州統一特許裁判所(UPC) ミュンヘン地方部	UPC_CFI_9/2023



(EU離脱後)

-  ❑ FRAND訴訟の目的は金額の特定
- ❑ 当事者の交渉経緯は考慮しない



Lord Justice Arnold
www.judiciary.uk



- UPCのPanasonic v. Oppo事件判決は、ドイツ、EU離脱前の英国およびオランダの各最高裁判決の判断(英国については控訴審の判断部分)を丁寧に参照しながら、CJEUフレームワークを再構成している。Huawei v. Netgear事件判決も、この解釈をほぼ引用して判断を調和させている。両判決は、バランスの取れた誠実交渉ルールの進展に寄与したものである。
- 欧州離脱後の英国における訴訟の目的はもっぱらFRANDロイヤルティの算定であり、誠実交渉ルール形成に寄与することがなくなったことが明確になった。Court of AppealによるInterim Licenseの判断には、帝国主義的で国際礼譲や属地主義を損なうとの批判が集まっている。
- これまでNon-SEPと区別せずにSEPの侵害事件を扱ってきたブラジルの裁判所に変化が見られた。

UPC判決によるCJEUフレームワーク解釈の進展

	2024.11.28	Panasonic v. Oppo	欧州統一特許裁判所(UPC) マンハイム地方部	UPC_CFI_210/2023	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデンの5カ国で効力を有する
	2024.11.24	Huawei v. Netgear	欧州統一特許裁判所(UPC) ミュンヘン地方部	UPC_CFI_9/2023	ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、フィンランド、イタリア、スウェーデンの7カ国で効力を有する



- **ステップ2**
ライセンスを受ける意思は口先だけの表明にとどまってはならず、ライセンス締結に向けて誠実に取り組む必要がある。**その後の行動(取引慣行に従って誠実に努力をしているか)全体を見て総合的に考慮して判断する。**ただし、意思表示行為自体は、単なる交渉の発端としての形式的なステップにすぎない。
- **ステップ2以降の当事者の行動**
ライセンスを受ける意思が十分に表明された場合には、必ず権利者によるライセンスの申し出のFRAND適合性を審査すべきである。このステップを省略したり、形式的に行ったりしてはならない。権利者の申し出を詳細に検討せず実施者の行為だけ进行分析し、ライセンスを受ける意思が不十分であると判断してはならず、欧州委員会のこの点の指摘は正しい。

- **ステップ3**
交渉の起点となる。SEP保有者には自身の申出の内容がFRANDに適合すると考える理由を実施者に説明する義務がある。SEP保有者による説明の程度は当事者間の交渉の進展状況によって決まる。比較可能なライセンスの内容を直ちに開示する必要はない。
- **ステップ4**
実施者は、販売価格、販売数量を含む各市場における実施行為の内容を十分に説明しなければならない。実施者が実施状況を明らかにしなければ、権利者は適切なライセンスの申し出を行うことはできない。SEP保有者のオファーについて異議がある場合には、近接したタイミングでこれを提起し、見解の相違を克服する機会をSEP保有者に与える義務がある。事後的な鑑定によって正当化できない。
- **ステップ5**
対案拒絶後の担保設定義務を履行しない場合には実施者にFRAND抗弁の主張を認めない。SEP保有者に担保額が十分であるかの判断を可能ならしめるため、実施者には実施情報開示の義務がある。



2つのUPC判決によるFRAND解釈の影響は？

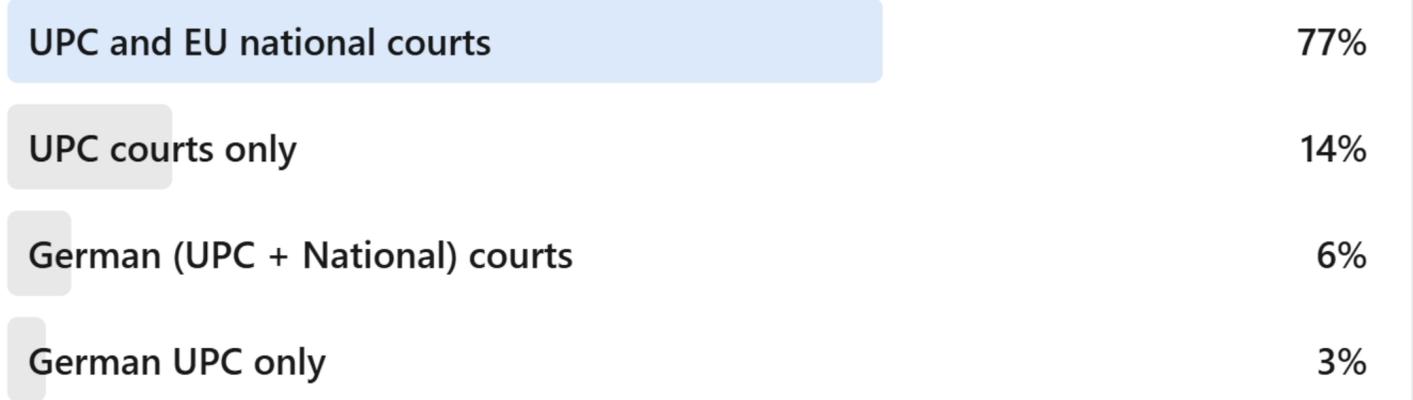
欧州委員会SEP規則案は、「合意が見込めない」として取り下げへ(2025年2月11日付 [Commission work programme 2025](#))

No.	References	Title	Reasons for withdrawal
14.	COM(2020)577 final 2020/0264 (COD)	Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 2018/1139 as regards the capacity of the European Union Aviation Safety Agency to act as Performance Review Body of the Single European Sky	Obsolete – changes contained in this proposal have been incorporated into the Single European Sky ("SES II +") Regulation.
15.	COM(2021)769 final 2021/0400 (COD)	Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL laying down for certain road vehicles circulating within the Union the maximum authorised dimensions in national and international traffic and the maximum authorised weights in international traffic (codification)	Obsolete - since the adoption of this proposal in 2021, a recent amendment has been proposed by the Commission, that will make this codification proposal obsolete. The Commission will propose a new codified proposal as soon as the new amendment will have been adopted.
16.	COM(2022)222 final 2022/0160 (COD)	Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive (EU) 2018/2001 on the promotion of the use of energy from renewable sources, Directive 2010/31/EU on the energy performance of buildings and Directive 2012/27/EU on energy efficiency	Obsolete – the changes suggested by this proposal were incorporated during the discussions on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive, the Energy Efficiency Directive and the Renewable Energy Directive.
17.	COM(2023)232 final 2023/0133(COD)	Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on standard essential patents and amending Regulation (EU)2017/1001	No foreseeable agreement - the Commission will assess whether another proposal should be tabled or another type of approach should be chosen.

🌐 For SEP Study Group Japan: How will recent UPC FRAND decisions influence FRAND obligation interpretations across legal jurisdictions?



You can see how people vote. [Learn more](#)



65 votes • Poll closed

<https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7288428779436228608/>



Interim Licenseの抗弁認容の衝撃(Court of Appeal)

5

2024年10月3日 Panasonic v. Xiaomi事件判決

- Panasonic v. Xiaomiの侵害訴訟が高等裁判所(一審)に係属中、高等裁判所はXiaomiが求めた暫定ライセンスの抗弁を退けた。
 - 抗弁の内容は、本訴でグローバルFRANDロイヤルティが決定するまでの間、PanasonicがXiaomiに対して仮のライセンスを付与し、他の地域で取得した差止命令を執行しないことに同意するとの宣言を求めるもの。
 - 高等裁判所は、契約論に基づき、ETSIのIPRポリシーの下で暫定ライセンスを提供する義務はないとしてXiaomiの抗弁を退けたが、この判断部分が控訴された。
- Arnold判事は、暫定ライセンスの期間を決定し、Panasonicがwilling licensorであれば暫定ライセンスを付与するであろうとの宣言する内容の判決を言渡した。また、Panasonicが英国裁判所によるグローバルFRANDレートの決定を受け入れると約束していながら、UPCほかでの差止請求訴訟を継続してより有利な条件を得ようとするのは矛盾すると批判している。

本判決によれば、英国で侵害訴訟を提起し、その決定に基づくグローバルFRANDレートを受け入れることを約束すれば、他国で訴訟前の交渉経緯を判断してもらう利益を放棄することになる。さらには、そもそも誠実交渉は不要ということにもなりかねない。Arnold判事は、本判決は命令ではなく宣言に過ぎないと各講演で主張しているが、本判決はPanasonicのbreach of undertakingを認定している[87]。Undertaking違反は法廷侮辱罪を構成し、制裁として会社資産の差押、無制限の罰金、取締役の最大2年間の禁錮

が科されるおそれがあることからすると[37]、このような判決は当事者にとっては強烈な不意打ちであり、その後の行動に与える影響は計り知れない。

本判決以降の暫定ライセンスの判断は帝国主義的で国際礼譲に反するほか、以下の2つの判決は契約法理で説明することが困難であるとも批判されている。

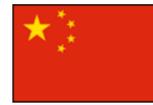
2025年1月28日 Alcatel Lucent & Nokia v. Amazon事件判決

- Alcatel Lucent及びNokiaは英国裁判所にFRAND料率決定を求めておらず、英国裁判所が決定するFRANDロイヤルティを受け入れるとの約束をしていなかった。それにも関わらずArnold判事は、Nokiaらが他の裁判管轄で訴訟追行することはITUポリシー(スイス法)に反することを理由にAmazonが暫定ライセンスの宣言を求めるために、主張の修正を許可した。

2025年2月28日 Ericsson v. Lenovo事件判決

- Ericssonも英国裁判所にFRAND料率決定を求めておらず、英国裁判所が決定するFRANDロイヤルティを受け入れるとの約束をしていなかった。それにも関わらず、Ericssonが他の裁判管轄で訴訟追行したことはETSI IPRポリシー(フランス法)の誠実交渉義務に違反すると認定。Lenovoの主張を認め、Ericssonの立場にあるwilling licensorはLenovoとの暫定ライセンスに合意するであろうと宣言した。また、この宣言が国際礼譲に反するとのEricssonの主張を退けた。

パテントプールのロイヤルティに司法判断が及ぶか



2024年5月26日 TCL v. Access Advance事件 中国最高人民法院判決

- 中国の裁判所はパテントプールのグローバルSEPロイヤルティを設定できると判示したと報道された。(2024 最高法知民終88号・非公開)
- 最高人民法院は、これまでOppo v Sharp (2021)、Oppo v Nokia (2022)、Oppo v InterDigital (2023) の3つの判決において、2社間のグローバルロイヤルティを判断できることを確認していた。
- その後Access AdvanceはTCLほか中国企業と和解。
- カポス元USPTO長官らが連盟で意見書を提出(公開)
 - パテントプールに致命的な打撃を与え、訴訟手続きに参加していないライセンサーの権利を害する。
 - パテントプール運営者は、判決内容をもってライセンサーやその保有特許を拘束する権限を有しない。
 - ライセンサーを拘束することになれば、その交渉の機会を奪うことになる。

TCL
v.
Access Advance



Shenzhen Intermediate People's Court, Intellectual Property Division

Brief of Randall R. Rader, David J. Kappos and Mark A. Cohen



2025年3月6日 Tesla v. InterDigital / Avanci事件 英国控訴裁判所判決

- Teslaは、Avanciの5G車両向けライセンスプログラムの車両1台あたり32ドルのレートがFRANDではないことの確認とこれに代わるグローバルFRANDレートの設定等を求めていたが、2対1の評決で、これらを審理する管轄権がないとの原審の判断を支持した。
- 原審の英国控訴院は、Avanciに対する請求の法的根拠がなく、ライセンサーの代表ではないInterDigitalに対する訴訟も不公平であると判断していた。
- 多数意見(Philips LJ, Whipple LJ)はさらに、ETSIのIPRポリシーに基づく契約上のFRAND義務は、他の権利者と集団でライセンスすることには及ばないと判断している。
 - 英国は2020年のEU離脱後、FRAND義務をそれまでの競争法(TFEU 102条)ではなく、契約理論(SDOのIPRポリシー)によって解釈している。
- 反対するArnold LJは、AvanciがFRAND義務を負っていないとしても、そのロイヤルティがFRANDである義務があることをTeslaは確立できるとし、また、InterDigital以外のライセンサーの参加を認めることを想定した。



交渉経緯を考慮しない恐怖管轄からの脱却へ

7

これまでの状況

- SEP研6月定例会講演者のOtto Rick弁護士による3/12現在の裁判例のアップデート
 - 2012年以来提起された39件の特許訴訟(仮処分)のうち25件がSEPであり、うち24件について差止仮処分が申し立てられ、23件が認容された。
- SEPに基づく仮処分は主にリオデジャネイロのビジネス裁判所で申し立てられ、審尋を開かずに言渡され得る(ex parte)。なお、権利者は必須性(属否)についての報告書の提出を求められる。
- FRAND宣言特許(SEP)の侵害はNon-SEPと区別されずに審理される。

2024年5月17日 DivX, LLC v. Gorenje do Brasil Importação e Comercio de Eletrodomésticos Ltda., Toshiba do Brasil Ltda. and Multilaser Industrial S.A. 事件

リオデジャネイロビジネス裁判所判決

SEPに基づく差止仮処分を命じるための基準を初めて定立した。

1. SEP保有者は、FRAND義務を履行してライセンスを申し出たこと
2. 審尋を開かずに差止が命じられるためには、裁判所が任命した専門家が、裁判官の質問に答える簡潔かつ公平な意見を裁判所に提出したこと
3. 利害関係者が明確に特定した営業秘密以外の手続の情報が公開されること
4. SEP保有者によって担保提供がなされること。

今後、1. の要件を要求する判断手法が7箇部あるビジネス裁判所やFederal Court of Appealにも広がっていくのか、またその具体的な要件はどのようなものに発展していくのかが注目される。



ITCによる差止命令の可能性が高まる

US Policy Statementの変遷



2013

PS

- 2013年1月8日、司法省(DOJ)と米国特許商標庁(USPTO)が、米国国際貿易委員会(USITC)に対して、ライセンス交渉を拒絶した等の特段の事情がない限り、SEPに基づく輸入差止命令(米国関税法337条)を行うべきではないとする共同声明を発表。
- 2013年6月4日、ITC(米国国際貿易委員会)がSamsungの申立に基づきAppleのiPhone 4ほかの輸入禁止処分を命じると、26年ぶりに大統領拒否権を行使した。



2019

PS

- DOJとUSPTO、国立標準技術研究所(NIST)が、SEPによる輸入差止を否定した2013PSは誤りであったとして撤回。
 - ✓ 差止、故意侵害に対する懲罰的増額賠償、ITCによる輸入差止命令は、SEPの侵害事件においても適用可能。
 - ✓ FRAND紛争に競争法上の問題は生じない。価格談合がない限り反トラスト法を適用しない。



なし

- 2021年12月6日、DOJ、USPTO、NISTが、誠実交渉のフレームワークを示した新PSのドラフトを発表し、意見募集を実施。
 - ✓ FRAND紛争は競争法上の問題を生じさせる。
- DOJ、USPTO、NISTはPSの合意に至らず、2022年6月18日に2019 PS自体を撤回(以降、PSの空白が生じた)。



- トランプ政権が2019年のPolicy Statementを復活させるかは不明

Ericsson v. Lenovo (No. 337-TA-1375)

- ITCが最終的に初期決定を承認し、輸入差止を命じる可能性が高いと予想されている。
 - 2024年12月17日、ITCがLenovoによるMotorola phoneの輸入について米国関税法337条違反を認定する初期決定
 - 2024年9月17日に提出された意見書はEricssonのFRAND義務遵守とLenovoによる交渉遅延行為を詳細に検討し、LenovoをUnwilling Licenseeと認定している。



Ericsson v. Lenovoの経緯

2023年10月	EricssonがITCに提訴(SEP)
2023年10月	EricssonがNorth Carolinaで提訴(Non-SEP)
2023年10月	LenovoがUKで提訴(SEP)
2023年11月	Ericssonがブラジルで提訴(SEP/PI)
2023年11月	Ericssonがコロンビアで提訴(SEP/PI)
2023年11月	LenovoがUKで提訴(SEP/Non-SEP)
2023年12月	EricssonがITCに提訴(SEP)
2023年12月	LenovoがITCに提訴(SEP)
2024年1月	LenovoがUPCに提訴(SEP)
2024年2月	LenovoがUKで提訴(SEP)
2024年3月	LenovoがITCに提訴(Non-SEP)



インド初の詳細なFRANDロイヤルティ算定(比較可能なライセンスを参照)

デリー高等裁判所は、2015年以降の多くの裁判例において、欧州の裁判例を参考にホールドアウトを厳しく判断し、差止判決を言い渡してきた。

2024年3月28日 Ericsson v. Lava International事件 デリー高等裁判所判決

- 被告はインド第3位のスマホメーカー
- 行使された8件の2G・3G SEPにつき1件は無効と判断し、7件の特許侵害を認定、EricssonのSEPポートフォリオ全体に基づき損害額を算定し、約3,000万ドルの支払いを命じた
- 比較可能なライセンスアプローチのFRAND準拠を認め(トップダウン・アプローチでクロスチェック)、Ericssonが提出した2件の既存のライセンス契約はEricssonの申出レート(端末価格の1.05%)と比較可能と判断した。
- ただし、8件の特許のうち1件を無効と判断したため、8分の1の無効率をポートフォリオ全体に適用した。
- SSPPUの主張は、最終製品に基づいてロイヤルティを算定する通信業界の慣行に反するとして退けた。
- Lavaを交渉遅延をさせたUnwilling Licenseeと認定したがその点についてのペナルティはなし。
- 交渉開始から12年、訴訟提起から9年が経過し、特許権は2020年にすべて消滅していた。

- 476ページに及び各論点について丁寧な検討がなされているが、交渉開始から12年以上、訴訟提起から9年が経過していた(損害賠償請求のみ維持されていた)。



www.lavamobiles.com

2025年2月20日 Philips v. Maj(Retd) Sukesh Behl & Anr 事件 デリー高等裁判所判決

- 被告はインドのDVDメーカー3社
- Ericsson事件判決と同様にPhilipsの既存のライセンス契約が比較可能なライセンスとして採用された。
- 被告3社をUnwilling Licenseeと認定し、加重損害賠償額を加算している。
- 訴訟提起から13年が経過し、特許権は特許権は2015年に消滅していた。



日本の状況

- 2014年5月16日アップル v. サムスン事件知財高裁決定
 - FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しない者に対する差止めは許される。
 - もっとも、FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないとの認定は厳格にされるべきである。
- 「大合議事件判決の権利濫用の適用が外れるのは、向こう見ずな侵害者であって、ライセンス料を一切払う気はないというようなきわめて例外的な事例にとどまる」(田村善之[判批] NBL1033号40頁(2014年))

- 田村説の解釈によれば、2015年以来各国の裁判例がホールドアウトを認定した行為も許容されることになる。

(∵各国の裁判例上、**ライセンス料を一切払う気はないという向こう見ずな実施者**などは存在しない。通常は、遅延戦術を尽くしつつも自己に有利な対案提示は行う。)

- その後言渡されている決定や公告決定においても、「ライセンスを受ける意思」の有無について大合議の規範に依拠した判断がなされている。最高裁ウェブサイトの情報によれば、本案判決の言渡しはない。

10万円以上の携帯端末販売割合(2023年の推定・DeepThink)

国・地域	割合	人口	主な特徴
日本	30-35%	1.2億	iPhoneシェア高(約50%以上)、キャリア補助金・分割払い普及
アメリカ	30-35%	3.4億	iPhone・Samsung Galaxy主流、キャリア契約による分割払いが一般的
中国	18-22%	14.2億	Huawei/Xiaomi高級機種・iPhoneが存在感、中価格帯中心の市場
ドイツ	20-25%	0.8億	高所得層多く、Samsung/Appleフラグシップモデル需要高
イギリス	22-27%	0.7億	キャリア補助金・分割払いがドイツより普及、高価格帯需要やや高
インド	4-5%	14.3億	低価格帯(2万ルピー以下)が主流、Appleシェア低
ブラジル	3-5%	2.2億	輸入関税高で端末価格高騰、低所得層多くプレミアム端末割合低

- 世界のFRAND訴訟の多くが確信的ホールドアウトを行う実施者に対して提起されたもの。(統計上の差止比率を議論することに意味はない。)

日本には差止制度があり、高価格帯の携帯端末が多く販売され、ドイツやイギリスより人口が多いにも関わらず、いつまでも紛争解決地として選択されないのは、差止制度がホールドアウトに対する抑止として機能していない(と思われている)から。
- インドのように、他国の裁判例から学び、誠実交渉ルールを法規範としてアップデートさせていかなければ、日本がFRANDのルールの進展や標準技術の普及に貢献することは期待できない。

ご清聴ありがとうございました。